

# ご出産される国民健康保険加入者の方へ 国民健康保険税が軽減されます！

## 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

## 国民健康保険税の軽減方法

- その年度に納める保険税のうち、出産する方に係る所得割額と均等割額から、出産予定月の前月から、出産予定月の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

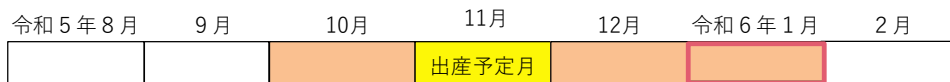


※出産後に届け出る場合は、出産月を基準とします。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

※対象期間中に国保を脱退した場合は、軽減もその時点で終了となります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

 …対象期間

## 届出に必要な書類

- ① 届出書（窓口でご記入いただけます）
- ② 出産(予定)日、単胎・多胎妊娠の別が確認できる書類（母子健康手帳等）  
※死産、流産などの場合は、医師の診断書等が必要となります。
- ③ 世帯主および出産被保険者の個人番号がわかる書類（マイナンバーカード等）
- ④ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

## 届出先

飯山市役所 税務課 市民税係（1階5番窓口） TEL 0269-67-0723